

## ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について

ABL（Asset Based Lending）とは、企業が保有する「在庫」や「売掛金」などを担保（以下「動産・売掛金担保」という。）とする融資手法であるが、現在、金融機関の融資の担保は、「不動産担保」が中心であり、「動産・売掛金担保」は、あまり活用されていないのが実情である。

（参考1）地域金融機関の場合、融資の担保の9割超が「不動産担保」

（参考2）我が国企業の保有資産の状況（平成23年度財務省「法人企業統計調査」）  
「在庫」＋「売掛金」297兆円 > 「土地」186兆円

一方で、中小企業等が経営改善・事業再生等を図るための資金はもとより、新たなビジネスに挑戦するための資金を確保することが、現下の重要な課題となっており、「動産・売掛金担保」の一層の活用が図られれば、このような資金がより円滑に確保され、中小企業等の経営改善や事業の拡張等に資することが期待される。

こうした状況を踏まえ、金融庁においては、金融機関によるABL（動産・売掛金担保融資）の積極的な活用を推進するため、今般、以下のとおり、金融検査マニュアルの運用の明確化を行うこととしている。

### 1. 金融検査マニュアルの運用明確化の内容

#### （1）「一般担保」要件の運用の明確化〔FAQ（注）の改定〕

現行の金融検査マニュアルにおいては、「動産・売掛金担保」が「一般担保」（客観的な処分可能性のある担保）として取り扱われるための要件が記載されているが、具体的にどのような担保管理を行えば、その要件に合致するかがより明確となるよう、金融実務も踏まえつつ、適切と考えられる担保管理手法を例示。

（注）金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）

#### （2）「自己査定基準」における担保掛け目の明確化〔マニュアルの改定〕

ABLの活用を推進するためには、金融機関の「動産・売掛金担保」に関する「自己査定基準」の整備を促進することが有効である

が、一方で、同基準には、担保掛け目を盛り込む必要があるため、金融検査マニュアルに、「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目の水準を新たに記載。

(参考) 動産担保：評価額の70%、売掛金担保：評価額の80%

### (3) 「電子記録債権」の自己査定上の取扱いの明確化 [マニュアルの改定]

「電子記録債権」を担保としたABLの活用を推進するため、「電子記録債権」のうち「決済確実な商業手形」(注)に準じた要件を満たすものについては、「優良担保」として取り扱うことを、金融検査マニュアルにおいて明確化。

(注) 「決済確実な商業手形」は、現在、「優良担保」として取り扱われている。

### (4) 検査における検証方針の明確化 [FAQの改定]

金融機関においてABLの活用に関するノウハウが不足している現状に鑑み、金融機関が「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、その適切性を金融検査で検証する際には、当面、PDCAサイクル(注)が機能していれば、金融機関の取組みを尊重する方針を明確化。

(注) 自己査定基準などの内部規程の策定(Plan)、内部規程に基づく担保管理(Do)、問題点の原因分析(Check)、問題点の改善(Action)を行う自己改善サイクル。

### (5) ABLにより「貸出条件緩和債権」に該当しない場合の明確化 [FAQの改定]

ABLには、担保資産の管理等を通じて、債務者の経営実態を金融機関が把握できる特質があることを踏まえ、仮に中小企業が経営改善計画を策定していない場合であっても、金融機関がABLにより、当該企業の実態を把握した上で、経営改善に関する資料を作成している場合には、現行の金融検査マニュアル[中小企業融資編]の考え方(注)に照らし、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しない取扱いとすることを明確化。

(注) 現行の金融検査マニュアル[中小企業融資編]においては、仮に中小企業が経営改善計画等を策定していない場合であっても、当該企業の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」に該当しない取扱いとしている。

## 2. 効果

- ・ 借り手にとっては、これまで担保としてあまり活用されてこなかった「動産・売掛金担保」を活用することにより、資金調達枠が拡大し、円滑な資金調達に資することが期待される。
- ・ 一方で、金融機関にとっては、企業の「動産・売掛金担保」などを継続的にモニタリングすることを通じて、企業の経営実態をより深く把握することが可能となり、信用リスク管理の強化が期待される。

## 3. 周知等

A B Lの積極的な活用を推進するため、以下のとおり、今般の措置の周知徹底等を図る。

- ① 金融機関に対しては、
  - ・ 金融関係団体を通じて、周知徹底を図るとともに、積極的な活用の検討を要請。
  - ・ 全国の財務局において、説明会を開催。
- ② 中小企業等に対しては、
  - ・ 中小企業関係団体を通じて、広報を実施。
  - ・ 全国の財務局において、説明会を開催。